

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることに伴い、教員特殊業務手当の額の改定を行うため、滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 31 年滋賀県条例第 48 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 教員特殊業務手当について、各業務に対して支給する手当額をそれぞれ引き上げることとします。（第 4 条第 2 項関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行することとします。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 教員特殊業務手当は、市町立の小学校もしくは中学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する職員で職務の級が高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の1級、2級または特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p> <p>ア 非常災害時における児童もしくは生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務</p> <p>イ 児童または生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>ウ 児童または生徒の非行防止等のために行う緊急の補導等の業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものまたは週休日、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第10条第1項に規定する祝日法による休日もしくは年末年始の休日もしくは同条第2項の規定により正規の勤務時間の全時間を勤務することを要しないこととする日もしくは職員条例第16条後段の規定により人事委員会規則で定める日(以下「週休日等」という。)に行うもの</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのク</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第4条 教員特殊業務手当は、市町立の小学校もしくは中学校または県立の中学校、高等学校もしくは特別支援学校の小学部、中学部もしくは高等部に所属する職員で職務の級が高等学校等教育職給料表または小学校および中学校等教育職給料表の1級、2級または特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの</p> <p>ア 非常災害時における児童もしくは生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務</p> <p>イ 児童または生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>ウ 児童または生徒の非行防止等のために行う緊急の補導等の業務</p> <p>(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものまたは週休日、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号。以下「学校職員勤務時間条例」という。)第10条第1項に規定する祝日法による休日もしくは年末年始の休日もしくは同条第2項の規定により正規の勤務時間の全時間を勤務することを要しないこととする日もしくは職員条例第16条後段の規定により人事委員会規則で定める日(以下「週休日等」という。)に行うもの</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのク</p>

ラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童または生徒に対する指導業務で週休日等、学校職員勤務時間条例第6条の規定により4時間の勤務時間のみが割り振られる日またはこれに相当する日その他人事委員会が定める日に行うもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号アに掲げる業務 6,400円 (被害が特に甚大な非常災害(人事委員会規則で定めるものに限る。))の際に、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
- (2) 前項第1号イに掲げる業務 6,000円
- (3) 前項第1号ウに掲げる業務 3,000円(人事委員会規則で定める場合にあつては、6,000円)
- (4) 前項第2号に掲げる業務 3,400円
- (5) 前項第3号に掲げる業務 3,400円
- (6) 前項第4号に掲げる業務 2,400円

第4条の2以下 省略

ラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童または生徒に対する指導業務で週休日等、学校職員勤務時間条例第6条の規定により4時間の勤務時間のみが割り振られる日またはこれに相当する日その他人事委員会が定める日に行うもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号アに掲げる業務 8,000円 (被害が特に甚大な非常災害(人事委員会規則で定めるものに限る。))の際に、心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
- (2) 前項第1号イに掲げる業務 7,500円
- (3) 前項第1号ウに掲げる業務 3,000円(人事委員会規則で定める場合にあつては、7,500円)
- (4) 前項第2号に掲げる業務 4,250円
- (5) 前項第3号に掲げる業務 4,250円
- (6) 前項第4号に掲げる業務 3,000円

第4条の2以下 省略